

福岡県公報

令和元年9月10日
第 37 号

目次

告示 (第274号 - 第284号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定	(防災企画課)	3
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律における指定地方公共機関の指定について	(防災企画課)	3
公 告		
○介護医療院の許可	(介護保険課)	4
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	4
○特定危険薬物の指定の失効	(薬務課)	4
○福岡県労働委員会の労働者委員及び使用者委員の候補者の推薦	(労働政策課)	4
○都市計画事業の施行	(公園街路課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○落札者等の公示	(県民情報広報課)	5

公安委員会

○交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部地域課) 6

告 示

福岡県告示第274号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	久留米 浮羽線	前	うきは市吉井町桜井276番7先から うきは市吉井町桜井269番1先まで	10.1 ～ 13.7	114.8
			後	うきは市吉井町桜井276番7先から うきは市吉井町桜井269番1先まで	7.5 ～ 13.7	

福岡県告示第275号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年9月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

久留米	久留米 浮羽線	うきは市吉井町桜井276番7先から うきは市吉井町桜井269番1先まで
-----	------------	--

福岡県告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年9月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和元年9月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	八女 香春線	うきは市浮羽町妹川3025番2先から うきは市浮羽町妹川3029番2先まで

福岡県告示第277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年9月10日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
小居67	きらり薬局津古店	小郡市津古556-3	R1・7・1	居管・予居管

福岡県告示第278号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年9月10日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
春居99	いしばし薬局	春日市下白水南三丁目11	R1・6・30
柳介薬51	柳川中央薬局	柳川市三橋町今古賀211-3	R1・6・30

福岡県告示第279号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年9月10日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
飯介薬149	スマイル薬局立岩店	飯塚市立岩1757-1	飯塚市立岩1746-1	R1・7・16
大川介訪3	大川三瀆訪問看護ステーション	大川市大字幡保299	大川市大字郷原482-24	H29・3・21

飯居402	ヘルパース テーション ゆめ	飯塚市上三緒445-2	飯塚市下三緒38-4	H 30・7・1
粕居106	訪問介護ス テーション 緑の風	糟屋郡志免町志免東四 丁目48-4	糟屋郡志免町東公園台 二丁目8-5	R 1・7・17

福岡県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八女	県道	浮羽 石川内 線	前	八女市矢部村北矢部3870 番先から 八女市矢部村北矢部3930 番1先まで	4.2 ～ 10.8	157.5
			後	八女市矢部村北矢部3870 番先から 八女市矢部村北矢部3930 番1先まで	19.0 ～ 50.1	157.5

福岡県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年9月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	田主丸 黒木 線	八女市上陽町上横山4076番1先から 八女市上陽町上横山4077番1先まで

福岡県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年9月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	八女 香春 線	朝倉郡東峰村大字宝珠山5064番1先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山5148番3先まで

福岡県告示第283号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第6号の規定に基づき、指定地方公共機関を次のように指定する。

令和元年9月10日

福岡県知事 小川 洋

福岡国際空港株式会社

福岡県告示第284号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第2項に規定する指定地方公共機関として次のとおり指定する。

令和元年9月10日

福岡県知事 小川 洋

福岡国際空港株式会社

公 告

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の2の3の規定により次のように公示する。

令和元年9月10日

福岡県知事 小 川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許可年月日
介護医療院	40B3600010	北九州古賀病院介護医療院 古賀市千鳥二丁目12番1号	社会医療法人北九州病院	令和元年9月1日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和元年9月10日

福岡県知事 小 川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営床島地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	令和元年9月10日から 令和元年10月10日まで	久留米市役所、小郡市役所 、大刀洗町役場

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

令和元年9月10日

福岡県知事 小 川 洋

1 失効する特定危険薬物の名称

- 化学名 N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]シクロペンタンカルボキサミド及びその塩類
- 化学名 5-ベンチル-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピリド[4,3-b]インドール-1-オン及びその塩類
- 化学名 5-(5-フルオロベンチル)-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピリド[4,3-b]インドール-1-オン及びその塩類

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第91号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

令和元年9月8日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公告

第41期福岡県労働委員会の委員の任期満了に伴い、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、労働組合及び使用者団体に対しそれぞれ次に定めるところにより次期委員の候補者の推薦を求める。

令和元年9月10日

福岡県知事 小 川 洋

1 推薦資格を有する労働組合及び使用者団体

- 労働者委員候補者の推薦資格を有する労働組合は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であること。

(2) 使用者委員候補者の推薦資格を有する使用者団体は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主な部分を占めている使用者団体であること。

2 被推薦者の資格

労働組合法第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3 提出書類

(1) 労働組合の場合

ア 推薦書 2部

イ 労働者委員候補者調書 2部

ウ 労働組合資格証明書 2部

エ 福岡県労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部

(2) 使用者団体の場合

ア 推薦書 2部

イ 使用者委員候補者調書 2部

ウ 当該団体の規約、定款又は寄附行為の写し 2部

エ 福岡県労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部

4 推薦期間

(1) 令和元年9月10日(火)から同年10月15日(火)まで

(2) 推薦書類を持参する場合は、期間中の県の休日を除く毎日午前9時00分から午後5時00分までに提出すること。郵送する場合は、期間内必着のこと。

5 推薦書類の提出先

福岡県福祉労働部労働局労働政策課(〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。

以下「労働政策課」という。)へ提出すること。

6 その他

推薦についての問合せは、労働政策課に行うこと。

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

令和元年9月10日

福岡県知事 小川 洋

1 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業 3・4・11-20号 波多江泊線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県福岡県土整備事務所 福岡市東区箱崎一丁目18番1号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

糸島市波多江、潤、潤一丁目及び潤二丁目地内

(2) 使用の部分

糸島市波多江、潤一丁目及び潤二丁目地内

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和元年9月10日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市神在字古新開67番1及び67番3から67番27まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区明和町9番1号

株式会社海王

代表取締役 竹下 弘実

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和元年9月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
各戸配布広報紙の製作及び配送業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部県民情報広報課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和元年8月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
福博総合印刷株式会社
 - (2) 住所
福岡市博多区堅粕三丁目16番36号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
41,047,054円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公示日
令和元年7月16日

公安委員会

福岡県公安委員会規則第12号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年9月10日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県小倉北警察署の部小倉駅前交番の項中「京町3丁目11番6号」を「京町3丁目7番1号」に改める。

附 則

この規則は、令和元年9月13日から施行する。